

お知らせ

10月は「土地月間」

適正な土地取引・土地利用で、暮らしやすい県土づくりを推進しましょう。

大規模な土地取引には届出が必要です

一定面積以上の土地について、売買などの取引を行った場合に、国土利用計画法に基づきその利用目的などの届出が必要です。

■届出の必要な取引

売買、交換、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、権利金等の一時金を伴う地上権、賃借権の設定、譲渡など

■届出の必要な面積

- ・市街化区域 2,000㎡以上
- ・その他の都市計画区域 5,000㎡以上
- ・都市計画区域外 10,000㎡以上

※個々の面積は小さくても、取得する土地の合計が上記の面積以上となる場合(一団の土地)には、個々の契約ごとに届出が必要です。

■届出者

権利取得者(土地売買の場合は買主)

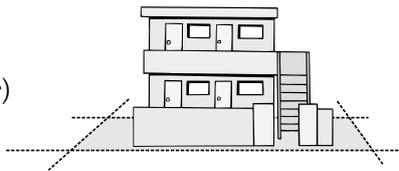
■届出書類 土地売買等届出書1部

■届出期限

契約日から2週間以内(契約日を含む)

■問い合わせ先

総合政策課 ☎(32)8886



10月は「全国不正軽油撲滅強化月間」

不正軽油に関する情報をお寄せください

不正軽油とは、軽油引取税の脱税を目的に軽油の代替燃料として灯油や重油を混ぜるなどして使用するものです。

不正軽油に関する情報がありましたら、下記の情報提供先、もしくは県公式ホームページ内の不正軽油110番情報提供フォームにお寄せください。「不審なタンクローリーが出入りしている」、「深夜・早朝に怪しげな給油現場を目撃した」など、どのような情報でも構いません。

■情報提供・問い合わせ先

栃木県税事務所
軽油引取税調査担当
☎0282(23)3862

情報提供フォーム



10月16日(月)~22日(日)は「行政相談週間」

毎日の暮らしの中で困っていること、望んでいることがあれば、行政相談委員にお気軽にご相談ください。

行政相談は、医療保険・年金、雇用、道路、社会福祉、交通機関など、幅広い分野に対応しています。皆さまの声を行政に届け、解決や実現を促進するとともに、行政の制度や改善に役立っています。相談は無料で、秘密は厳守します。

■電話相談受付

☎0570(090)110(おこまりならまる まるくじょー ひゃくとおばん)

■問い合わせ先

総務省栃木行政監視行政相談センター ☎028(634)4680

自殺予防 いのちの電話

誰にも言えない気持ちを聴かせてください。

■日時

- ・毎日 午後4時~9時 (5時間・IP電話不可)
- ・毎月10日 午前8時~11日 午前8時(24時間)

■電話相談受付

☎0120(783)556(通話料無料)
※IP電話からのご利用は、☎03(6634)7830(有料)におかけください。

■問い合わせ先

栃木いのちの電話事務局
☎028(622)7970
🌐<https://www.inochinodenwa.org>

空き家バンクに登録してみませんか

空き家バンクとは、市内の空き家の所有者とその空き家を利用したい方をマッチングする制度です。

空き家バンクに登録すると、所有者の方は登録奨励金の交付を受けられたり、空き家の改修費や家財処分費の補助制度が使えたりする場合があります。

詳細や申請方法は、市ホームページまたは都市計画課までお問い合わせください。

■問い合わせ先

都市計画課
☎(32)8909

